

## 生活介護事業所における医療的ケアに関するアンケート調査票

(法人名)	
(事業所名)	(サービス種別) 生活介護
(利用者定員)	名
(登録者数)	名 ※H25.4.1 現在 (うち医療ケアが必要な利用者) 名
(回答者 職・氏名)	
(連絡先電話番号)	(連絡先メールアドレス)

該当するものを■又は☑を入れてください。

回答は全て平成 25 年 4 月 1 日時点でご回答をお願いします。

## 問 1. 事業所における医療的ケアの実施状況

取り組んでいる       取り組んでいない

※ 服薬管理のみの場合は「取り組んでいない」としてください

※ 1で「取り組んでいる」とはお答えいただいた事業所は、問2、問3についてもご回答をお願いします。

## 問 2. どのような体制により、医療的ケアに取り組んでいますか？（複数回答可）

## 【スタッフ】

医師     看護師     介護福祉士     生活支援員     その他

## 【医療機関との連携】

連携していない

( ) 施設内又は附属診療所に対応可能      ( ) その他

医療機関との連携がとれている

\* とれていると回答された方で ー連携内容ー

( ) 往診    ( ) 病院に搬送して受診    ( ) 急患入院    ( ) 訪問看護の派遣

訪問看護ステーションとの連携がとれている

\* とれていると回答された方で

( ) 電話等による相談のみ

( ) 事業所内の訪問看護事業の利用

( ) 症状の観察 ( ) 留置カテーテルの管理 ( ) 医師の指示による処置

( ) 清拭・入浴・洗髪 ( ) リハビリテーション ( ) 体位交換その他

( ) 褥瘡の予防と処置 ( ) 食事・排泄の介助 ( ) 家族の介護指導

( ) その他

**問3. 医療的ケアの内容はどのようなものですか？（複数回答可）**

吸引  吸入  経管栄養  中心静脈栄養 (IVH)  導尿  在宅酸素(HOT)

パルスオキシメーター  気管切開部の管理 (カテーテル交換、消毒等)  人工呼吸器の管理

その他 ( )

**問4. 医療的ケアに取り組むための課題はどんなものがありますか？**

(該当するものを1つ選択してください。)

※具体的な内容をご記入をお願いします

人員体制の確保

医療機関の確保

設備が不足

ノウハウがない

福祉制度の課題 (報酬不足など短期入所の運営に関する課題)

その他 ( )

ありがとうございました。

《生活介護事業所における医療的ケアに関するアンケート調査結果》

集計時点 平成 25 年 9 月 10 日

調査対象 533 事業所

(平成 25 年 6 月 1 日時点で、生活介護で障がいの指定を受けている事業所)

問 1. 事業所における医療的ケアの実施状況

回答施設 114/533 事業所 (21.4%) ※小数点第 2 位四捨五入 (以下同じ)

※ 回答は全て平成 25 年 4 月 1 日時点で医療的ケアに取り組んでいる事業所で、「取り組んでいない」場合は、回答は不要とした。

問 2. どのような体制により、医療的ケアに取り組んでいますか？ (複数回答可)

【スタッフ】

昼間	医師	看護師	介護福祉士	生活支援員	その他
	36 事業所	107 事業所	34 事業所	61 事業所	7 事業所

(「その他」の内容)

- ・看護師 2 名にて対応、緊急時に備え特定行為業務従事者あり
- ・月 2 回 PT が来所している
- ・嘱託医師
- ・PT、OT、ST
- ・PT が週 2 回訪問し脳性麻痺、二分脊椎などの二次障害の予防
- ・常時ではなく必要時にナースの勤務時間帯で対応

- ・スタッフでは「看護師」が圧倒的に多く、次いで「生活支援員」が多かった。
- ・「介護福祉士」は「医師」よりも少なく、やはり医療的ケアは医療職が担っていると言える。
- ・PT (理学療法士)、OT (作業療法士)、ST (言語聴覚士) によりリハビリを実施している事業所が 2 か所、PT が週 2 回という事業所が 1 か所、月 2 回が 1 か所あった。

【医療機関との連携】

連携していない 28/114 事業所 (24.6%)

- ・施設内又は附属診療所で対応可能 16 事業所
- ・その他 12 事業所

(「その他」の内容)

- ・対応できない場合は近隣の病院へ
- ・協力体制は確立しているが、今のところ連携が必要な状態ではない
- ・各々のかかりつけ病院は存在
  - ・御家族を通して医療機関に相談
- ・協力医療機関に来ていただく
  - ・委託医師 (緊急時は救急対応) 可能
- ・各利用者の主治医に指示書、意見書をもらい、緊急時にはかかりつけの病院に搬送している
- ・保護者、かかりつけ医
  - ・ご家族に連絡をとり、かかりつけの病院にて対応

- ・家族⇒医療機関      ・かかりつけ医や家族へ連絡
- ・家族より留意点を引き継ぎ看護師が対応している

\*\*\*\*\*

医療機関との連携がとれている      83/114 事業所 (72.8%)

- ・往診                      36 事業所
- ・病院に搬送して受診      48 事業所
- ・急病入院                16 事業所
- ・その他                    25 事業所

(「その他」の内容)

- ・協力医療機関あり、医療的ケア必要利用者には主治医の意見書を提出して頂いている
- ・配置医師及び協力医療機関      ・必要に応じて相談に乗ってもらう
- ・法人運営の「診療所」を施設の建物内に設置      ・主治医よりの指示書と必要に応じて連携
- ・法人として連携病院はあります。また事業所として嘱託医がいて、月1回または月数回来所されます
- ・必要に応じて相談にのってもらう      ・かかりつけ医との連携      ・委託      ・嘱託医師
- ・とれていると判断していいかは分からないが、主治医の意見書に基づいてケアを行っている
- ・異常があればかかりつけ医に相談する体制を整えている
- ・個々のかかりつけ医との文書による指示、又は電話による連携、協力医療機関の契約をして上記以外のクリニックと連携はしています
- ・近くのクリニックとの連携とそれぞれの利用者の主治医と連携している
- ・嘱託医師との連携      ・月1回協力病院が往診      ・相談
- ・入所前診察及び経過チェック（管理医）、意見書の依頼、電話相談、同伴受診
- ・利用者さんのかかりつけ医      ・(病院) 嘱託医による
- ・予防接種の実施（インフルエンザ）、年4回の健康相談（治療はしない）
- ・医師の医療相談が月に2回あり      ・施設の委託診療所
- ・施設内で診療所があるが、それとは別に協力医療機関も設置しています
- ・定期検診

- ・ 連携の定義にバラつきがあるように見受けられるが、72.8%の事業所が医療機関と連携していると回答。
- ・ 連携の内容では、「病院への搬送」が最も多く、次いで「往診」となっており、急病時等の体制は整備されていると言える。
- ・ 「連携していない」と回答した事業所については、「連携を要しない」、「協力医療機関で（十分に）対応」、「家族を通じて利用者個々のかかりつけ医で対応」等の、常時のケアを要する利用者がいないと推測できる場合と、事業所の医療従事者が対応していると推測できる場合の2種類に大別することができるが、後者は1か所である。

\*\*\*\*\*

訪問看護ステーションとの連携がとれている 22/114 事業所 (19.3%)

- ・電話等による相談のみ 14 事業所
- ・事業所内の訪問看護事業の利用 6 事業所

症状の観察	3 事業所	体位交換その他	1 事業所
留置カテーテルの管理	2 事業所	褥瘡の予防と処置	3 事業所
医師の指示による処置	3 事業所	食事・排泄の介助	4 事業所
清拭・入浴・洗髪	3 事業所	家族の介護指導	2 事業所
リハビリテーション	3 事業所	その他	3 事業所

（「その他」の内容）

- ・当館看護師不在時の対応

- ・訪問看護ステーションとの連携では、電話相談のみが 63.6%（14/22 事業所）と多いが、訪問を受けている事業所も見受けられた。
- ・看護師不在時の対応を受けていると記入した事業所も 1 か所あるものの、全体的に見て連携の割合は低い。

- ・毎月、医師、看護師の検診、病気の予防、栄養指導
- ・パルスオキシメータ測定

問3. 医療的ケアの内容はどのようなものですか（複数回答可）

※ 無記入：6/114 事業所 (5.3%)

吸引	71 / 114 事業所 (62.3%)
吸入	28 / 114 事業所 (24.6%)
経管栄養	70 / 114 事業所 (61.4%)
中心静脈栄養 (IVH)	4 / 114 事業所 ( 3.5%)
導尿	42 / 114 事業所 (36.8%)
在宅酸素 (HOT)	22 / 114 事業所 (19.3%)
パルスオキシメーター	51 / 114 事業所 (44.7%)
気管切開部の管理 (ガーゼ交換、消毒等)	37 / 114 事業所 (32.5%)
人工呼吸器の管理	13 / 114 事業所 (11.4%)
その他	34 / 114 事業所 (29.8%)

（「その他」の内容）

- ・インスリン注射（糖尿病の利用者に対して）      ・血糖値測定、インスリン注入
- ・日常生活における軽度な怪我の処置、感染症の発生に伴う処置等、歯科治療全般
- ・インスリン投与（本人投与、見守り）      ・インシュリン注射、浣腸
- ・診療所での受診、健康管理、精神科、眼科等への通院等      ・痔ろう

- ・夜間のみ BiPAD 使用（1 泊研修時に NS が対応）、坐薬挿入、浣腸、排便、バルーンカテーテル管理
- ・人工肛門の入れ替え等管理など主治医から指示のある利用者に関して医療契約書を取り交わし、浣腸と坐薬の投与（てんかん発作の際）を行っている
- ・滴便、服薬管理      ・留置カテーテル      ・服薬管理
- ・発作時の坐薬挿入、浣腸      ・施設内歯科での口腔ケア、治療、すり傷程度の応急処置
- ・アンビューバックの使用      ・褥瘡、胃ろう      ・坐薬      ・血糖値測定、インスリン投与
- ・入浴前のバイタルチェック、怪我の消毒など      ・褥瘡交換      ・浣腸
- ・留置カテーテル管理、褥瘡処置      ・バルーン交換、インスリン      ・褥瘡
- ・ストーマ（パウチ交換）      ・訪問歯科      ・予防接種、検温、血圧測定経過、助言
- ・酸素（在宅酸素までいかない程度）      ・坐薬挿入      ・胃ろう      ・インスリン管理
- ・医療機関処方吸入器（キューバル）を生活支援員が起床及び就寝時に吸入を実施
- ・インシュリン注射、ガン患者の対応      ・インシュリン注射、胃ろう（必要な時）

- ・医療的ケアでは「吸引」（62.3%）、「経管栄養」（61.4%）が多く、最も少ないのが「中心静脈栄養（IVH）」（3.5%）。
- ・「人工呼吸器の管理」が 13 事業所（11.4%）と短期入所事業所と比して割合的にも高い。
- ・「その他」では「インスリン投与」が 9 件と多く、「褥瘡」に関する記入も 4 件（老人施設ではない）見られた。

**問 4. 医療的ケアに取り組むための課題はどんなものがありますか？（複数回答可）**

※ 無記入：2/114 事業所（1.8%）

人員体制の確保	92 / 114 事業所（80.7%）
医療機関の確保	43 / 114 事業所（37.7%）
設備が不足	38 / 114 事業所（33.3%）
ノウハウがない	25 / 114 事業所（21.9%）
研修機会の充実整備	43 / 114 事業所（37.7%）
福祉制度の課題 （報酬不足など生活介護の運営に関する課題）	57 / 114 事業所（50.0%）
その他	16 / 114 事業所（14.0%）

（「その他」にいただいたご意見等）

- ・医療職の確保と報酬、緊急時の医療機関との体制      ・近くの医療機関での対応が難しい
- ・現在は 2 名であるが、今後医療的ケア対象者が増えるにあたり体制の改善も検討必要
- ・医療的ケアを要する方々を支援する支援スタッフの不足（医療的ケアを行うのではなく生活面の介護等支援）
- ・看護師の常時の配置、無理なら夜間、休日の外部の訪問看護の利用、施設内で「吸引」対応ができず、病院へ生活の場を移した利用者もいます、とても残念に思います
- ・医療職と介護職の連携      ・職員の入れ替わり      ・泉州圏域に重症心身児者施設の設置

- 医療的ケアが必要な利用者が利用できる施設、事業所を増やす、生活介護事業所ではなく療養介護事業所にする。
- 指導看護師資格取得の為に研修会を実施してほしいです      • 看護師の確保がむずかしい
- 新しく設けられた「たん吸引の制度」そのものが課題です
- 医師、看護師以外でも取り組める医療的ケアの範囲の拡大のための規制緩和と制度の変更、さらに、その行為に対する報酬単価の設定
- 介護職がどこまでのケアが可能か、看護師が在籍しているだけでどこまで重度の受入れが可能か、法整備—事故が起きた場合の対応（個人的責任が不明確）、医療施設ではない所でのケア範囲がわかりにくい
- 医療的ケアはやはり看護師がやるべきと思う、福祉施設に看護師が勤務しやすいよう行政で援助してほしい
- ケアホームに入所されている利用者について、施設との連携が必要であり、施設からは人的支援をしているにも関わらず、施設の収入に結びつかないこと

• 課題としては、「人員体制の確保」（80.7％）が最も多く、次に「福祉制度の課題」（50.0％）、「医療機関の確保」、「研修機会の充実整備」（ともに37.7％）と続く。